様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年12月28日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	○知事　◉市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	川口市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の父又は母及び児童、養育者世帯の養育者及び養育者が養育する児童

執行機関名　川口市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成四年条例第三十五号)による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第一　第六の項 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成四年条例第三十五号)による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例　第一条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(母子家庭等及び寡婦)の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、(その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図る)ことを目的とする。	第一条　この条例は、(ひとり親家庭等)に対し医療費の一部を支給することにより、(その生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱